

武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する
条例

武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明								
(期末手当) 第10条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在において、第1条に規定する議員報酬の月額と当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額とを合計した額に<u>100分の242.5</u>を乗じて得た額に、次の表の左欄に掲げる基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th>在職期間</th><th>支給割合</th></tr><tr><td>6か月から3か月未満まで (略)</td><td></td></tr></table> 3 (略)	在職期間	支給割合	6か月から3か月未満まで (略)		(期末手当) 第10条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在において、第1条に規定する議員報酬の月額と当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額とを合計した額に<u>100分の245</u>を乗じて得た額に、次の表の左欄に掲げる基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th>在職期間</th><th>支給割合</th></tr><tr><td>6か月から3か月未満まで (略)</td><td></td></tr></table> 3 (略)	在職期間	支給割合	6か月から3か月未満まで (略)		字句の改正
在職期間	支給割合									
6か月から3か月未満まで (略)										
在職期間	支給割合									
6か月から3か月未満まで (略)										

付 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当に関する特例措置）

- 令和7年12月に支給する期末手当に係る改正後の第10条第2項の規定の適用については、同項中「100分の245」とあるのは「100分の247.5」とする。

(提案理由)

武蔵野市議会議員に係る期末手当の支給月数を変更するため、所要の改正
をするものである。